

平成 22 年 7 月 1 6 日

川口市長 岡村幸四郎 様

川口市監査委員 鳥海和男  
同 小林政氏

住民監査請求監査結果に伴う必要な措置について（勧告）

平成 22 年 5 月 1 8 日付で提出された平成 20 年度川口市議会政務調査費に関する住民監査請求について監査した結果、請求に一部理由があると認められたので、地方自治法第 2 4 2 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり必要な措置を講じるよう勧告する。

なお、本勧告に基づき、必要な措置を講じた場合は、地方自治法第 2 4 2 条第 9 項の規定に基づき、その旨を監査委員に直ちに通知されたい。

記

1 監査の対象

会派（共産党、公明党、自民党）及び議員 39 名に対し、川口市長（以下（「市長」という。）が交付した平成 20 年度川口市議会政務調査費の違法、不当な支出

2 判断

別添「平成 20 年度川口市議会政務調査費住民監査請求の監査結果」の「第 3 監査の結果」の「2 判断基準」及び「3 判断」のとおりである。

3 必要な措置

市長は、別添「平成 20 年度川口市議会政務調査費住民監査請求の監査結果」の別表「個別監査結果一覧表」に掲げる各会派、議員のうち、同表の「認定した要返還額」欄に記載がある会派、議員に対し、当該政務調査費の返還を命ずるなどの措置を講ずること。

4 措置を講ずべき期間

本勧告の日から平成 22 年 8 月 1 6 日までとする。